

## 放置自転車等の撤去・保管および返還ならびに処分実施要綱

制定	平成元年6月9日	区長決定 要綱第35号
改正	平成10年3月	要綱第18号
改正	平成13年9月	要綱第173号
改正	平成27年3月	要綱第415号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場整備に関する条例施行規則（平成13年品川区規則第81号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、自転車等の駐車秩序に関する品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場整備に関する条例（平成13年品川区条例第32号。以下「条例」という。）を実施するため、放置自転車等の撤去、保管および返還ならびに処分に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例および規則の例による。

### (撤去作業計画)

第3条 放置自転車等の撤去（以下「撤去」という。）は、月間撤去予定表（様式1）により計画的に実施するものとする。

2 月間撤去予定表は、当該月の前月25日までに策定し、速やかに警察署その他関係機関に通知するものとする。

### (広報)

第4条 撤去に関する広報・PRは、次により行うものとする。

(1) 撤去にあたっては、必要に応じてその作業開始の直前に、広報車等による広報を行う。

(2) 撤去したときは、撤去した旨を撤去告示書（様式2）により放置場所に告示するものとする。

### (警告札の取り付け)

第5条 放置自転車等を撤去する前には、当該自転車等に警告札（様式3）を取り付けるものとする。ただし、区長がやむを得ないと認めたものについてはこの限りではない。

### (保管措置)

第6条 撤去した放置自転車等は、撤去した日、撤去した放置禁止区域ごとに別表1に定める保管場所にまとめて保管する。

2 撤去した放置自転車等には速やかに整理札（様式4）を貼付し、撤去自転車等台帳（様式5）を作成するものとする。

3 撤去した放置自転車等については、鎖をかける等盗難防止の措置を講ずるものとする。

### (所有者等の調査および引き取り通知)

第7条 規則第6条第1項に規定する通知は、次に掲げる自転車等の所有者の調査により行うものとする。

(1) 自転車等に記載された住所、氏名、電話番号等による調査

(2) 防犯登録番号による照会調査

(3) 車両番号による照会調査

#### (4) その他の調査

(保管所の返還業務日等)

第8条 保管所における撤去した放置自転車等の返還業務日および業務時間は次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

(1) 返還業務日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日とする。

(2) 返還業務時間は、午前10時から午後7時までとする。

(自転車等の返還および撤去費用)

第9条 利用者等が当該自転車等の返還を受けようとするときは、利用者等は保管所において放置自転車等受領書(様式6)に必要事項を記入し、返還を申請しなければならない。

2 前項の規定により返還の申請をした利用者等は、自転車等の鍵および身分証明書を提示しなければならない。

3 区長は、申請書により利用者等および自転車等を確認のうえ、条例第15条で定める撤去および保管に要した費用(以下「撤去保管費用」という。)を徴収し、自転車等を返還するものとする。

(徴収する費用の免除)

第10条 規則第8条第1項の規定により撤去保管費用の免除を求めるときは、第9条第1項の規定にかかわらず、盗難自転車等受領書(様式7)により返還を申請しなければならない。

(売却または再生利用をすることが適当でないとする自転車等)

第11条 規則第7条第2項の売却または再生利用をすることが適当でないとする自転車等は、別表2に掲げる本来機能を有しない自転車等とする。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年3月30日から適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

- |     |      |   |
|-----|------|---|
| (1) | 名 称  | 八潮北保管所  |
|     | 所在地  | 品川区八潮 1 - 3 - 1   |
|     | 撤去区域 | 大井町駅、大崎駅、西大井駅、大森駅、下神明駅、戸越公園駅、立<br>会川駅、青物横丁駅、新馬場駅、天王洲アイル駅、品川シーサイド<br>駅、大井競馬場前駅、その他区各地域 |
| (2) | 名 称  | 不動前保管所  |
|     | 所在地  | 品川区西五反田 3 - 1 1 - 1 4   |
|     | 撤去区域 | 五反田駅、目黒駅、武蔵小山駅、西小山駅、不動前駅、戸越駅、中<br>延駅、荏原町駅、旗の台駅、戸越銀座駅、荏原中延駅                            |

別表 2

1. 本来機能を有しない自転車とは、以下の表に該当するものをいう。

<p>基 本 的 事 項</p>	<p>(1) 経済的価値のない自転車等</p> <p>(2) 機能回復するには、かなりの修理を必要とする自転車等、また修理不可能な自転車等</p> <p>(3) 安全走行に必要な重要部品が破損または無い自転車等</p>	
<p>具 体 的 事 項</p> <p>Aのいずれか1項目に該当するか、または、Bの3項目以上に該当するもの</p>	<p>A</p>	<p>(1) ハンドル、車輪、タイヤ（両輪）、チェーン、クランクのいずれかが無い自転車等</p> <p>(2) 本体が折れ曲がる等、かなり損傷している自転車等</p>
	<p>B</p>	<p>(1) 前照灯がないか、機能をしていない自転車等</p> <p>(2) スポークがないか、機能していない自転車等（3本程度）</p> <p>(3) タイヤが、かなり磨耗している自転車等（1輪）</p> <p>(4) タイヤが、バンクしている自転車等（2輪）</p> <p>(5) ブレーキが、故障している自転車等</p> <p>(6) ペダルがないか、機能していない自転車等</p> <p>(7) サビが著しい自転車等</p> <p>(8) サドルが無いが、機能していない自転車等</p> <p>(9) その他安全走行に必要な重要部品が損傷等により、機能していない自転車等</p>

※（9）については、部品が複数になる場合は、複数の項目とみなす。

2 上記以外は、機能を有する自転車等と判定できる。

駅前放置自転車撤去作業予定表

月	1号車				2号車				3号車			
	午前	午後	午後		午前	午後	午後		午前	午後	午後	
1	月											
2	火											
3	水											
4	木											
5	金											
6	土											
7	日											
8	月											
9	火											
10	水											
11	木											
12	金											
13	土											
14	日											
15	月											
16	火											
17	水											
18	木											
19	金											
20	土											
21	日											
22	月											
23	火											
24	水											
25	木											
26	金											
27	土											
28	日											
29	月											
30	火											
31	水											

## 撤去告示

(Notification of Removal)

この付近の放置自転車・バイクは撤去しました  
利用者は下記の保管場所へ引取りにきて下さい

- ・撤去日 年 月 日 ( )
- ・保管期間 30日間 (30日を経過しても引取りのない場合は、処分します)
- ・引き取り時間  
午前10時～午後7時 (12月29日から1月3日は行いません)
- ・撤去・保管料として下記を支払っていただきます  
自転車 3,000円 / バイク 5,000円
- ・持参するもの  
現金 (撤去・保管料) / 鍵 / 引取者の住所氏名を確認できるもの
- ・引き渡し場所、問合せ先 (問合わせは、上記引取り時間内をお願いします)

保管所名称・連絡先

保管所案内図

※短時間の駐輪も放置です！

品川区

様式3 (第5条関係)

### 撤去警告札

ここは放置禁止区域です。

自転車等の利用者は、この自転車等をただちに移動して下さい。

移動しない場合は、「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」第11条に基づき撤去します。

なお撤去された自転車等を返還する際に、同条例第15条に基づき、撤去および保管に要した費用として自転車3,000円、バイク5,000円を徴収いたします。

※自転車等をチェーン錠でガードパイプ等に連結施錠しますと移送のためやむを得ず切断いたします。

※撤去にともなう損傷等につきましては、区では、一切責任を追いません。

年 月 日

時 分

品 川 区

様式4 (第6条関係)

撤去場所
_____
撤去月日
月        日
_____
整理番号
_____





様式6 (第9条関係)

<b>放置自転車受領書</b>	
私は、下記の自転車を受領しました。	
品川区長 様 年 月 日	
◎引き取りにきた人	
住所 _____	
氏名 _____	
TEL _____	
所 有 者	住所 _____
	氏名 _____
	TEL _____
<p>* 撤去場所 _____</p> <p>* 撤去月日 _____</p> <p>* 整理番号 _____</p>	
確 認 書	1 引 取 通 知 書
	2 自 転 車 の 鍵
	3 身 分 証 明 書 等
<b>領 収 書</b>	
¥ 3, 0 0 0	
自転車の撤去及び保管に要した費用品川区金銭出納員	
年 月 日 土 木 管 理 課	

<b>放置バイク受領書</b>	
私は、下記のバイクを受領しました。	
品川区長 様 年 月 日	
◎引き取りにきた人	
住所 _____	
氏名 _____	
TEL _____	
所 有 者	住所 _____
	氏名 _____
	TEL _____
<p>* 撤去場所 _____</p> <p>* 撤去月日 _____</p> <p>* 整理番号 _____</p>	
確 認 書	1 引 取 通 知 書
	2 バ イ ク の 鍵
	3 身 分 証 明 書 等
<b>領 収 書</b>	
¥ 5, 0 0 0	
バイクの撤去及び保管に要した費用品川区金銭出納員	
年 月 日 土 木 管 理 課	

盗 難 自 転 車 等 受 領 書

私は、下記の自転車を受領しました。

品川区長 様

年 月 日

引き取りに来た人

住所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

所有者

住所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

届 出 警 察 署 名 \_\_\_\_\_

届 出 年 月 日 \_\_\_\_\_

被 害 年 月 日 \_\_\_\_\_

被 害 場 所 \_\_\_\_\_

撤去場所 \_\_\_\_\_

撤去月日 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_

確認編

1 引 取 り 通 知 書

2 自 転 車 の 鍵

3 身 分 証 明 書

防犯登録番号